

# ドイツにおける地層処分の概要

## ポイント

ドイツでは1970年代からゴアレーベンの岩塩ドームに地層処分する方針で調査等が進められてきました。しかし、1998年から脱原子力政策が進められており、高レベル放射性廃棄物の処分に関しては、地層処分の方針には変わらないものの、サイトの選定手続や要件など立地のあり方について見直し検討中です。

## 原子力政策の見直し

ドイツでは1998年成立の連立政権により進められた脱原子力政策が、現政権においても継続しています。2002年4月に全面改正された原子力法においては、今後認められる原子力発電量の上限が設定され、原子力発電からの段階的な撤退が決定されています。

高レベル放射性廃棄物の処分に関しては、処分の基本的な原則は変わらないものの、1970年代から調査を進めてきたゴアレーベンの岩塩ドームにおけるプロジェクトは、サイト選定の手続や要件などについて再検討が行われています。なお、ゴアレーベンでの探査活動は2000年より暫時凍結されましたが、2009年9月の総選挙の結果により政権が交代し、2009年10月に新連立政権により探査凍結を解除する方針が示されました。



新たな地下探査が凍結されていたゴアレーベン候補サイトの全景  
(DBE社資料より引用)

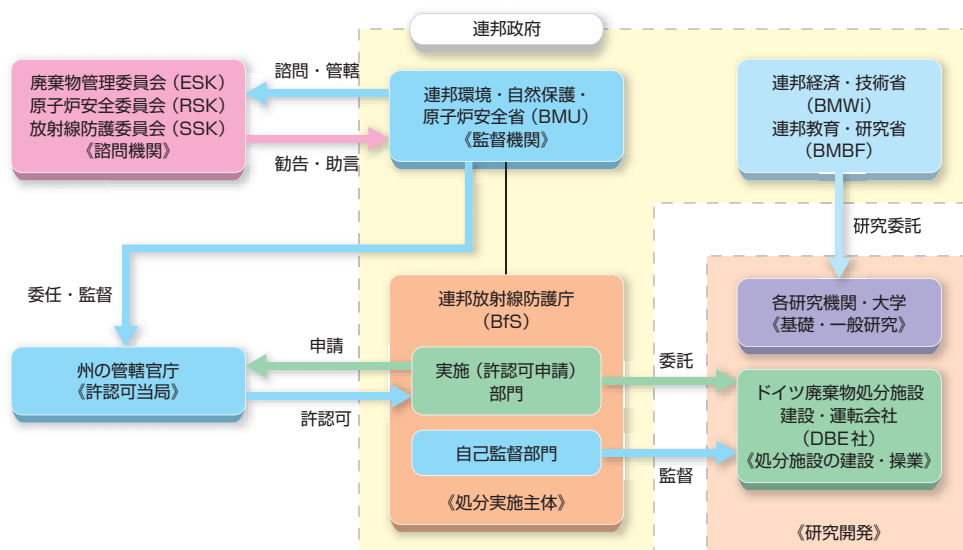
## ドイツの処分方針

ドイツでは再処理によって生じる高レベル放射性廃液をガラス固化したもの(ガラス固化体)及び使用済燃料を、国内の深い地層中に最終処分する方針です。放射性廃棄物は、高レベル放射性廃棄物を含む発熱性放射性廃棄物と熱の影響を無視できる非発熱性放射性廃棄物に区分されており、非発熱性放射性廃棄物についてはコンラッド処分場に対する許可が2002年に発給されています。

## 処分の実施体制

ドイツでは高レベル放射性廃棄物の処分場の設置は連邦政府の責任とされており、連邦環境・自然保護・原子炉安全省(BMU)の下の連邦放射線防護庁(BfS)が実施主体となっています。具体的な作業等についてはBfSとの契約により、ドイツ廃棄物処分施設建設・運転会社(DBE社)が当たっています。

高レベル放射性廃棄物処分に関わる規制行政機関はBMUであり、処分施設の建設・操業については、BfSが自己監督部門を設置して監督を行っています。また処分場の許認可については、州の管轄官庁が許認可当局となります。



## サイト選定経緯

ドイツでは1970年代に、当時は放射性廃棄物の地層処分のために最適と考えられていた岩塩ドームを対象として処分場候補サイトの選定が始められました。1977年にはゴアレーベン自治体はその候補地としてニーダーザクセン州から提案され、連邦政府もこれを受け入れ、サイト候補地が実質的に決定しました。

そのゴアレーベンでは1979年から地表からの調査が行われ、さらに1986年からは地下探査によるサイト適合性確認のための詳細調査が着手されています。地下探査坑は900m以上の深さまで掘り下げられ、処分予定深度での調査も行われていました。

しかしながら、その後の政策見直しにより、2000年10月以降、ゴアレーベンにおける新たな探査活動は3～10年の間凍結されることとなりました。2002年末にはBMUの下に設けられたサイト選定手続委員会 (AkEnd) による最終報告書が公表されました。それを受けて、さらに約2年間にわたりサイト選定手続や要件の見直し、検討を行う予定がBMUから示されましたが、BMUの予定した公開の場での検討は行われていません。その後、2005年6月にBMUからサイト選定手続に関する法令の草案が公表されましたが、会期の関係から議会への提出はされないものとされています。

ただし、2009年10月に成立した連立政権は、その連立協定において、ゴアレーベンでの探査活動の凍結を撤廃する方針を示しています。なお、今後のサイト選定の状況は未定となっています。

## ドイツの処分事業の動き

1976年	ニーダーザクセン州が文献調査によるサイト候補選定のプロジェクトチームを設置
1977年	州の提案を受け入れ、ゴアレーベンを決定
1979～1983年	概略サイト特性調査 (地表から)
1986年～	詳細サイト特性調査 (地下探査)
1999年～	サイト選定手続委員会 (AkEnd) の検討開始
2000年	ゴアレーベンでの新たな探査を凍結 (3～10年)
2002年	・原子力法全面改正により、原子力発電の段階的撤退を法制化 ・AkEndがサイト選定手続に関する最終報告書を公表

### 今後の予定

2003年～	サイト選定手続の策定
2030年頃	処分場の操業